

NVOCC

NVOCCとは

NVOCCとは、Non Vessel Operating Common Carrierの略であり、日本語訳では、「非船舶運輸一般輸送人」となる。荷主が船舶を利用して貨物を目的地まで運ぶには、大きく分けて2つの方法がある。

1つは、荷主が自ら船会社に対して船腹予約（ブッキング）をして船会社が貨物を輸送する方法、もう1つは、荷主がNVOCCを利用する方法である。

NVOCCは、不特定多数の荷主からの依頼に基づき、貨物の輸送を引き受け、自らが荷主となって船会社や、場合によっては他のNVOCCに船腹予約を行う。NVOCCは船会社に対しては、荷主かつ荷受人であり、船会社が運送人である。貨物の本来の荷主との関係では、NVOCCが運送人であり、貨物の輸送、受け渡しなど一切の責任を持つことになる。NVOCCという存在は、正式には米国の「1984年新海事法」において認可されたもので、NVOCCという言葉は、米国以外でも広く海運業界で使用されるようになった。

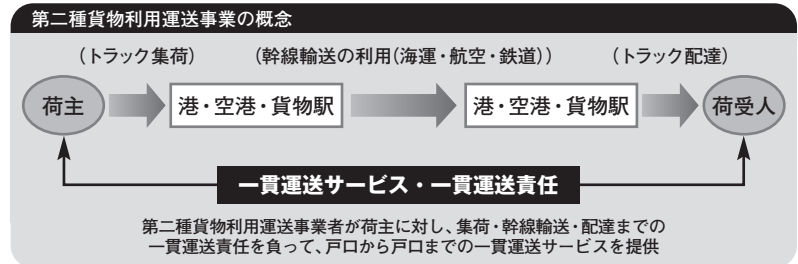
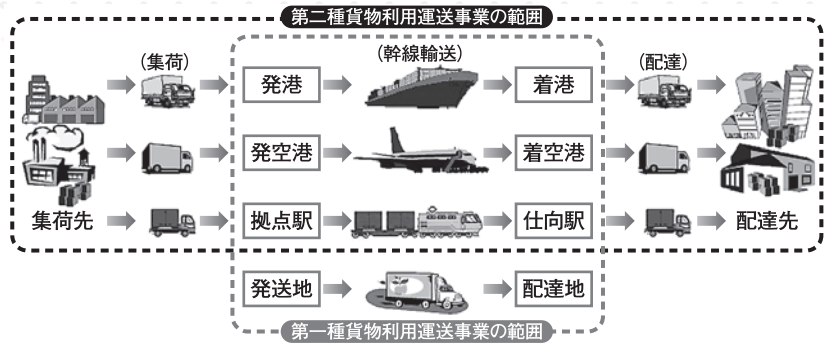
NVOCCは、狭義では海上における利用運送業者を意味するが、海上輸送と陸上輸送等他の輸送モードを組み合わせた複合輸送サービスを提供する場合も含んで使用されるのが一般的である。すなわち、NVOCCは、海上輸送手段としての船舶を所有・運航する船会社から海上輸送サービス、保管手段としての倉庫を所有する倉庫業者から貨物を保管するためのスペース、必要に応じて陸上運送業者からトラックによる運送サービスや航空輸送サービスの提供を受けて、荷主の輸送需要に応え、輸送サービスを提供している。

このようにNVOCCは、海上輸送手段としての船舶を運航することなく運送サービスを提供する貨物利用運送事業者の一形態ということになる。

貨物利用運送業者

貨物利用運送業者を規制する法律としては「貨物利用運送事業法」がある。

貨物利用運送事業は、荷主との運送契約により、国内外を問わず、陸海空のうち最適な輸送手段を利用して貨物の集荷から配達までを一貫して行う輸送サービスのことである。鉄道や海運では大量輸送貨物を、航空や自動車では生鮮食料品や機械部品などの時間に制約のある貨物というように各々の輸送手段の特性を生かした輸送モ



貨物利用運送事業のイメージ（国土交通省ホームページより作成）

ードを選択し、荷主の要請に応えることができる。さらに、貨物利用運送事業の機能は、単に「実運送」（船舶・航空・鉄道又は貨物自動車運送事業者が行なう貨物の運送）を補完するばかりではなく、物流に対する様々な荷主のニーズに対応した輸送サービスの実現を実運送事業者に対し求めていくという積極的な役割が期待されている。貨物利用運送事業は、他の事業者（実運送事業者）が経営する船舶（外航・内航）、航空（国内・国際）、鉄道、自動車の運送事業を利用して荷主の貨物を運送するものとして貨物利用運送事業法において規定されている。また、このような実輸送の利用とともに荷主先までの集貨・配達を合わせて行うか否かによって、第一種貨物利用運送業と第二種貨物利用運送業の2つに区分されており、第二種は、実運送の利用とともに荷主先までの集貨・配達を合わせて行う。

海上コンテナ輸送におけるNVOCC

日本発米国向け海上コンテナ貨物に占めるNVOCCの取扱率が2010年の22%から2011年は30%を超えるなど増加している。航空分野では航空会社は集荷力のある代理店や貨物利用運送事業者を集荷を任せ、自らは輸送サービスに特化するという輸送と販売の分離が一般的であるが、海運分野では、船会社が自ら輸送も販売も行うことが多かった。しかし、昨今の日本発米国向け海上コンテナ貨物に占めるNVOCCの取扱率の増加にみられるように、海運分野においても輸送と販売の分離が進行している。

【参考文献】

現代物流の基礎（同文館出版）、国際物流のクレーム実務（成山堂）、ビジュアルでわかる国際物流（成山堂）、物流入門（MOL JAPAN）、CONTAINER AGE MARCH 2012（コンテナエージ社）